

札幌市の障がい児支援体制の在り方に係る答申案の概要

1 児童発達支援センターの支援体制の在り方

- (1) 基本方針について、地域支援の充実を追記するなどの見直しを行い、機能の一層の充実を目指すべきである。
- (2) 相談支援について、当該センターの利用者のための相談支援だけでなく、地域全体の子どもたちのために相談支援を実施すべきである。
- (3) 児童発達支援センターの取組として、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、家族支援に力を入れるべきである。

2 市有療育施設の在り方

- (1) 児童発達支援センターについて、1区に1か所程度のバランスの良い配置が望ましい。
- (2) 将来的に、ちくたくのような専門的な医療機能や入所機能を含む複合施設がもう1か所設置されるのが望ましい。
- (3) ちくたくの構成施設のうち、診療所である子ども心身医療センターは、引き続き札幌市で運営すべきであるが、自閉症児支援センター（さぼこ）及び児童心理治療センター（ここらぼ）については、課題を整理し、将来的な施設運営の在り方を検討すべきである。

3 医療的ケア児の支援体制の在り方

- (1) 「医療的ケア児」について、「日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子ども」と広く捉えるべきである。
- (2) 医療的ケア児及びその保護者には、様々な悩みが複合的に存在していると思われる。まずは、その実態を把握し、課題を整理すべきである。
- (3) 今後については、自立支援協議会の子ども部会に設置される協議の場において、本答申内容及び国の動向を踏まえて、保健・医療・福祉等の各分野が連携し、医療的ケア児の支援体制の構築を目指した詳細かつ活発な協議が行われることを要望する。

※ 本報告の関係部分を網掛け